safie

# 第 8 回 定時株主総会
# 招集ご通知

**開催日時** 2022年3月30日(水曜日)午前10時
受付開始:午前9時30分

**開催場所** 東京都港区港南一丁目6番31号
品川東急ビル8階 AP品川 Fルーム
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

**議　　案** 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

セーフィー株式会社
証券コード：4375

# 映像から未来をつくる

**セーフィーは日本中、世界中のカメラの映像をクラウド化し、自分のため、社会のために誰もが活用できる映像プラットフォームを提供します。**

**カメラをはじめとした、あらゆる映像デバイスとインターネットを繋ぎデータ化することで、ひとりひとりが日々の意思決定をスピーディーかつ効果的に行うことができる。**

**今いるその場で世界を見渡せる次の時代をつくります。**

**セーフィーは映像、クラウド、そしてAI技術を駆使し、人々の「第３の眼」となることで、自己の理想を追求し、実現できる未来をつくっていきます。**

# 株主のみなさまへ

平素より格別のご支援並びにご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。
セーフィーは2021年9月にマザーズ市場に上場し、このたび初めての株主総会を開催する運びとなりました。
コロナ禍で先行き不透明な状況がまだまだ続いているなかにおいても、株主として弊社を応援してくださっている皆様に心より感謝申し上げます。

セーフィーは『映像から未来をつくる』というビジョンを掲げ、家から街までをデータ化し、アプリケーションにかえていくことで、人々の意思決定をより豊かにしていくことを目指し、2014年に創業いたしました。

我々は映像データのプラットフォームを通じて、遠隔でどこからでも業務を推進できたり、ロボティックスや自動化をしたり、AIで人々がみることができなかったところでも状況を判断できたり、映像をコンテンツにしたり、IoT社会のワクワクする未来をつくっていきます。

そのような未来を実現するためにも、弊社は創業以来、お客さま、お取引先、社員、株主の皆様などあらゆるステークホルダーの皆様と仲間づくりを大切にしております。上場を契機に新たな株主の皆様も加わっていただき、今後さらなる持続的な企業価値向上に努めて参ります。

本総会においては株主の皆様と丁寧な対話を実践させていただきます。株主の皆様におかれましては、今後もなお一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長CEO
佐渡島 隆平

証券コード　4375
2022年３月14日

株　主　各　位

東京都品川区西五反田一丁目５番１号
Ａ－ＰＬＡＣＥ五反田駅前
セーフィー株式会社
代表取締役社長　佐渡島隆平

# 第８回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第８回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

**新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆さまにおかれましては、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。**

**事前の議決権行使については、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年３月29日（火曜日）午後５時までに到着するようご送付いただくか、議決権行使サイトより議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

**１．日　　時**　2022年３月30日（水曜日）午前10時
**２．場　　所**　東京都港区港南一丁目６番31号
品川東急ビル８階　ＡＰ品川　Ｆルーム
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
**３．目的事項**
**報告事項**　第８期（2021年１月１日から2021年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
**決議事項**
**第１号議案**　定款一部変更の件
**第２号議案**　取締役５名選任の件
**第３号議案**　取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
当社株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応については、次ページをご参照ください。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社IRサイト（アドレス　https://safie.co.jp/ir/）に掲載させていただきます。

# 新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について

当社の定時株主総会における新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対応について、以下のとおりご案内いたしますので、株主の皆さまのご理解並びにご協力をお願い申しあげます。

## ―株主の皆さまへのお願い―

感染拡大防止の観点から、株主総会へのご来場は極力お控えいただき、書面又はインターネット等により事前の議決権行使のご利用をお願いいたします。

行使期限：2022年３月29日（火曜日）午後５時まで

## ―ご来場される場合のお願い―

ご来場の場合は、以下の点をあらかじめご了承いただきますようお願い申しあげます。

・会場は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数に限りがございます。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
・体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声掛けのうえ、ご入場をお控えいただく、もしくはご退出をお願いする場合がございます。
・ご来場の場合は、マスクを着用される等、ご自身及び周囲の方への感染予防にご配慮をお願いいたします。マスクを持参・着用しない株主様は入場をお断りしお帰りいただく場合がございます。
・株主総会の議事は、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び議案の詳細な説明は省略させていただく予定です。
・運営スタッフは、体調を十分確認のうえ、マスク着用で応対をさせていただきます。
・当社役員は、感染拡大リスクの低減及び会社の事業継続の観点から、株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみの出席とさせていただく場合がございます。
・今後の流行状況や政府等の要請等により、上記の内容を変更する場合がございます。 株主総会の運営に重要な変更（開催日時や開催場所の変更等）が生じる場合は、以下の当社IRサイトにてお知らせいたします。必ずご来場の前に当社IRサイトをご確認ください。

セーフィー株式会社IRサイト　https://safie.co.jp/ir/

# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

**2022年３月30日（水曜日）**
**午前10時**（受付開始：午前９時30分）

### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

**2022年３月29日（火曜日）**
**午後５時到着分まで**

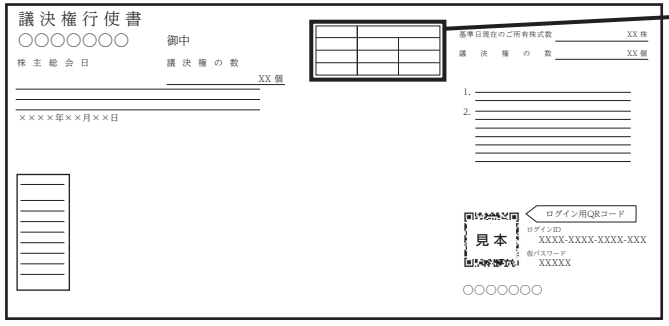
### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

**2022年３月29日（火曜日）**
**午後５時入力完了分まで**

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内




※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

**第１号・第３号議案**

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

**第２号議案**

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

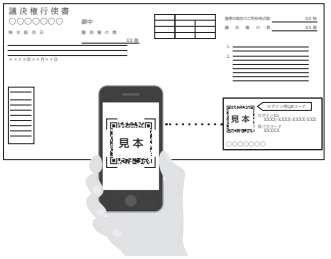
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

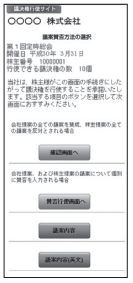
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

**1** 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。




※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

**2** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。




**QRコードを用いたログインは１回に限り可能です。**

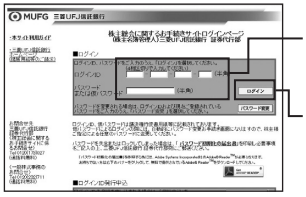
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

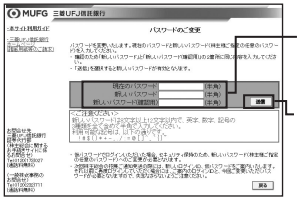
議決権行使ウェブサイト　**https://evote.tr.mufg.jp/**

**1** 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

**2** 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。




**3** 新しいパスワードを登録する。




**4** 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

**三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク**
**0120－173－027**
（通話料無料／受付時間 9:00～21:00）

（提供書面）

# 事　業　報　告

（2021年1月 1 日から
2021年12月31日まで）

## 1．会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は「映像から未来をつくる」をビジョンに掲げ、家から街まであらゆるビジネスシーンの映像をデータ化することで、人々の意思決定を支援するクラウド録画型映像プラットフォーム「Safie」を開発・運営しております。「Safie」は高画質・安価・安全で、誰でも簡単にスマートフォンやパソコンで使える監視カメラサービスとして、飲食・サービス・小売・建設・製造・インフラ・公共・金融・物流などの幅広い業界で活用いただいております。監視カメラや防犯という用途にとどまらず、人手不足でチェックできなかった作業工程やへき地の現場の見える化や、遠隔地の現場や複数の現場の一括管理など、生産性向上や業務改善のための導入が広がっております。

当事業年度において、構造的課題である労働人口の減少に対する各企業の生産性向上への取り組みの強化や、新型コロナウイルス感染症などを起因とした遠隔での業務推進需要の高まりから、様々な産業の現場において当社が果たすべき役割はますます高まっているものと認識しております。

このような状況の下、主に建設業向けに提供している「Safie Pocket2」や「Safie GO」をはじめとする屋外で使用可能な商品・サービスが好調に推移しました。GPSによる位置情報をリアルタイムに取得できる機能や、地図上に録画映像（スナップショット）と移動履歴を表示する機能を「Safie Pocket2」に追加するなど、お客さまのニーズに寄り添った機能もリリースいたしました。

また、お客さまの要望がより多様化・深化している状況を踏まえて、企画開発及び営業人員の増強を目的とした人材採用費や、マーケティング活動に伴う広告宣伝費への積極的な投資を行いました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高8,456,884千円、営業損失76,349千円、経常損失153,815千円、当期純損失173,981千円となりました。また当社KPIであるARRは2021年12月末時点で5,679百万円（2020年12月末比72.9％増、注１）、課金カメラ台数は14.0万台（2020年12月末比38.6％増、注２）になりました。

なお、当社は、映像プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（注１)ARR：Annual Recurring Revenue。対象月の月末時点のMRR（Monthly Recurring Revenue）を12倍して算出。MRRは対象月末時点における継続課金となる契約に基づく当月分の料金の合計額（販売代理店経由の売上を含む）。
（注２)課金カメラ台数は、各四半期に販売したカメラ台数ではなく、各四半期末時点で稼働・課金しているカメラ台数。

② 設備投資の状況
当事業年度の設備投資等の総額は99,138千円であり、主な内容は本社移転および本社増床にかかる工事費用等であります。

③ 資金調達の状況
当事業年度中に、当社は、新規上場に伴う新株発行により総額10,506百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当なし。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当なし。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当なし。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当なし。

**(2) 財産及び損益の状況**

| 区　　分 | 第 5 期<br>(2018年12月期) | 第 6 期<br>(2019年12月期) | 第 7 期<br>(2020年12月期) | 第 8 期<br>(当事業年度)<br>(2021年12月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売　上　高 (千円) | 600,079 | 1,957,541 | 5,047,642 | 8,456,884 |
| 経常損失（△） (千円) | △ 234,920 | △ 495,219 | △ 97,204 | △ 153,815 |
| 当期純損失（△） (千円) | △ 278,728 | △ 495,587 | △ 99,494 | △ 173,981 |
| 1株当たり当期純損失（△） (円) | △ 6,895.80 | △ 11.91 | △ 2.17 | △ 3.69 |
| 総　資　産 (千円) | 864,022 | 2,975,000 | 3,093,360 | 13,721,304 |
| 純　資　産 (千円) | 513,382 | 2,195,123 | 2,095,628 | 12,531,283 |
| 1株当たり純資産 (円) | 12,701.19 | 47.76 | 45.59 | 240.22 |

（注）1．当社は、2021年６月４日付で普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。第６期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産を算出しております。
2．１株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
3．１株当たり純資産は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数により算出しております。

**(3) 重要な親会社及び子会社の状況**

① 親会社の状況
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

**(4) 対処すべき課題**

当社におきましては、対処すべき主な課題は以下のとおりとなります。

① 優秀な人材の採用と育成

当社の持続的な成長のためには、多岐にわたる経歴を持つ優秀な人材を多数採用し、営業体制や企画開発体制、管理体制等を整備していくことが重要であると捉えております。特に経営戦略の実現の中で、業界毎の顧客ニーズを正確に把握し、業界別のソリューションを開発していくことが重要と考えており、顧客ニーズを適切に把握できる営業や企画開発の人員を強化していくこと

が必要であります。当社のミッションや事業内容に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を進めるとともに、高い意欲を持って働ける環境や仕組みの構築に取り組んでまいります。

② 情報管理体制の継続的な強化
当社は多くの個人情報を扱っており、情報管理体制を継続的に強化していくことが重要であると考えております。当社の経営方針に従って、映像から未来をつくるために、当社は膨大な顧客の映像データを管理することになり、プラットフォーマーとしての健全性を強く求められると認識しております。当社で取り扱う映像データは個人が特定できる鮮明な画像であることが多く、原則として個人情報に該当するため、現在も個人情報保護に係る施策には万全の注意を払っておりますが、今後も社外有識者との会議を含め、社内体制や管理方法の強化・整備を行ってまいります。

③ 技術力の強化と追加サービスの展開
大量の映像データの処理及び解析に係る技術力は当社の競争力の源泉であり、事業の成長を支える基盤でもあることから、継続的な改善、強化が重要であると考えております。優秀な技術者の採用や先端技術への投資・モニタリング等を通じて、技術力の向上に取り組んでまいります。また映像プラットフォームとしての価値向上のために、自社サービスの追加開発や、他社のソリューションが提供しやすい仕組みを継続的に開発し続けてまいります。

④ 利益及びキャッシュ・フローの創出（収益化）
当社は、事業拡大を目指し、開発投資や広告宣伝活動等に積極的に投資を進めており、2021年12月期は営業損失を計上しております。当社の収益の中心は、サブスクリプション方式でお客さまに提供しており、継続して利用されることで収益が積みあがるストック型の収益モデルになります。一方で開発費用やユーザーの獲得費用が先行して計上される特徴があり、中長期的なキャッシュ・フロー、利益の最大化のために短期的には赤字が先行することが一般的です。当社では事業の拡大に伴い、ストック収益が順調に積みあがることで、先行投資として計上される開発費用やユーザーの獲得費用が売上高に占める割合は低下し、将来的には持続的にキャッシュ・フロー、利益を創出できる体質に改善すると見込んでおります。

**(5) 主要な事業内容**（2021年12月31日現在）

| 事業区分 | 事業内容 |
|---|---|
| 映像プラットフォーム事業 | クラウド録画型映像プラットフォーム「Safie」の開発・運営および関連サービスの提供 |

**(6) 主要な営業所及び工場**（2021年12月31日現在）

| | |
|---|---|
| 本社 | 東京都品川区 |

**(7) 使用人の状況**（2021年12月31日現在）

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 |
|---|---|
| 256 (6) 名 | 121名増 (3名増) |

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者（パートタイマー、人材会社からの派遣社員及び業務委託者）は年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況**（2021年12月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|---|---|
| 株式会社日本政策金融公庫 | 107百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 20 |
| 株式会社みずほ銀行 | 4 |
| 株式会社三井住友銀行 | 3 |

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2．株式の状況（2021年12月31日現在）

**(1) 発行可能株式総数**　180,000,000株

**(2) 発行済株式の総数**　52,143,000株

**(3) 株主数**　4,114名

**(4) 大株主**

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 佐渡島隆平 | 13,249千株 | 25.40% |
| 下崎守朗 | 5,978 | 11.46 |
| ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 | 4,640 | 8.89 |
| 森本数馬 | 4,124 | 7.90 |
| オリックス株式会社 | 2,600 | 4.98 |
| キヤノンマーケティングジャパン株式会社 | 2,600 | 4.98 |
| MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY－PB | 2,057 | 3.94 |
| 関西電力株式会社 | 1,920 | 3.68 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 1,907 | 3.65 |
| 31VENTURES-グローバル・ブレイン-グロースI合同会社 | 1,737 | 3.33 |

（注）持株比率は発行済株式の総数より自己株式数（30株）を控除して計算しております。

**(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況**

該当事項はありません。

**(6) その他株式に関する重要な事項**

①発行可能株式総数

2021年５月18日開催の取締役会決議により、2021年６月４日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は99,900,000株増加し、100,000,000株となっております。

また、2021年６月14日開催の臨時株主総会決議により定款の変更を行い、同日付で発行可能株式総数は80,000,000株増加し、180,000,000株となっております。

②発行済株式の総数

１．2021年９月28日を払込期日とする第三者割当による新株式発行により、発行済株式総数が3,297,700株増加しております。また2021年11月１日を払込期日とする第三者割当による新株式発行により、発行済株式総数が1,351,300株増加しております。

２．ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は1,644,000株増加しております。

## 3．新株予約権等の状況

### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| | | 第１回新株予約権 |
|---|---|---|
| 発行決議日 | | 2015年10月23日 |
| 新株予約権の数 | | 144個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式（注）１　144,000株<br>(新株予約権１個につき　1,000株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権１個当たり　13,000円<br>(１株当たり　13円) |
| 権利行使期間 | | 2017年10月24日から<br>2025年10月23日まで |
| 行使の条件 | | （注）２ |
| 役員の保有状況 | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数　144個<br>目的となる株式数　144,000株<br>保有者数　1名 |
| | 社外取締役 | 新株予約権の数　-個<br>目的となる株式数　-株<br>保有者数　-名 |
| | 監査役 | 新株予約権の数　-個<br>目的となる株式数　-株<br>保有者数　-名 |

| | | 第５回新株予約権 | 第９回新株予約権 |
|---|---|---|---|
| 発行決議日 | | 2018年6月21日 | 2019年10月4日 |
| 新株予約権の数 | | 100個 | 666個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式(注)１　100,000株<br>(新株予約権１個につき　1,000株) | 普通株式（注）１　666,000株<br>(新株予約権１個につき　1,000株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない | 新株予約権１個当たり8,000円 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権１個当たり　125,000円<br>(１株当たり　125円) | 新株予約権１個当たり　400,000円<br>(１株当たり　400円) |
| 権利行使期間 | | 2020年6月22日から<br>2028年6月21日まで | 2019年10月31日から<br>2029年10月30日まで |
| 行使の条件 | | （注）２ | （注）３ |
| 役員の保有状況 | 取締役<br>（社外取締役を除く） | 新株予約権の数　100個<br>目的となる株式数　100,000株<br>保有者数　1名 | 新株予約権の数　666個<br>目的となる株式数　666,000株<br>保有者数　4名 |
| | 社外取締役 | 新株予約権の数　-個<br>目的となる株式数　-株<br>保有者数　-名 | 新株予約権の数　-個<br>目的となる株式数　-株<br>保有者数　-名 |
| | 監査役 | 新株予約権の数　-個<br>目的となる株式数　-株<br>保有者数　-名 | 新株予約権の数　-個<br>目的となる株式数　-株<br>保有者数　-名 |

| | | 第12回新株予約権 | 第13回新株予約権 |
|---|---|---|---|
| 発行決議日 | | 2020年8月19日 | 2021年6月14日 |
| 新株予約権の数 | | 40個 | 5,500個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式(注)1 40,000株<br>(新株予約権1個につき 1,000株) | 普通株式(注)1 550,000株<br>(新株予約権1個につき 100株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権1個当たり 410,000円<br>(1株当たり 410円) | 新株予約権1個当たり 243,000円<br>(1株当たり 2,430円) |
| 権利行使期間 | | 2022年8月20日から<br>2030年8月19日まで | 2023年6月15日から<br>2031年6月14日まで |
| 行使の条件 | | (注) 2 | (注) 2 |
| 役員の保有状況 | 取締役(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 20個<br>目的となる株式数 20,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 5,300個<br>目的となる株式数 530,000株<br>保有者数 4名 |
| | 社外取締役 | 新株予約権の数 20個<br>目的となる株式数 20,000株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>保有者数 -名 |
| | 監査役 | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>保有者数 -名 | 新株予約権の数 200個<br>目的となる株式数 20,000株<br>保有者数 3名 |

(注) 1.2021年6月14日付株式分割(1株につき1,000株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2.① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。)について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③ 当社又は子会社の使用人である権利者については、アルバイト(一週間の所定労働時間が同一の事務所に雇用される通常の使用人の一週間の所定労働時間に比し短い使用人を意味する。)である期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

④ 本新株予約権の行使は1新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一

部の行使は認められないものとする。

3.① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権または権利者について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使はみとめられないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

② 権利者は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a) 行使価格を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行又は処分が行われた場合（振込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。

(b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。

③ 当社又は子会社の使用人である権利者については、アルバイト（一週間の所定労働時間が同一の事務所に雇用される通常の使用人の一週間の所定労働時間に比し短い使用人を意味する。）である期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

④ 本新株予約権の行使は１新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

| | | 第１３回新株予約権 |
|---|---|---|
| 発行決議日 | | 2021年6月14日 |
| 新株予約権の数 | | 875個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | | 普通株式 87,500株<br>(新株予約権１個につき 100株) |
| 新株予約権の払込金額 | | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | | 新株予約権１個当たり 243,000円<br>(１株当たり 2,430円) |
| 権利行使期間 | | 2023年6月15日から<br>2031年6月14日まで |
| 行使の条件 | | (注) |
| 使用人等への交付状況 | 当社使用人 | 新株予約権の数 875個<br>目的となる株式数 87,500株<br>交付対象者数 64名 |
| | 子会社の役員及び使用人 | 新株予約権の数 -個<br>目的となる株式数 -株<br>交付対象者数 -名 |

(注) ① 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は本新株予約権を保有する者（以下「権利者」という。）について「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」各号に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

② 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場がなされるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

③ 当社又は子会社の使用人である権利者については、アルバイト（一週間の所定労働時間が同一の事務所に雇用される通常の使用人の一週間の所定労働時間に比し短い使用人を意味する。）である期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。但し、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではない。

④ 本新株予約権の行使は１新株予約権の行使は１新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

## 4．会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2021年12月31日現在）

| 会社における地位 | 氏　　名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 佐渡島隆平 | CEO |
| 取締役 | 下崎守朗 | プラットフォームビジネス担当 |
| 取締役 | 森本数馬 | CTO |
| 取締役 | 古田哲晴 | 経営管理本部長兼ＣＦＯ |
| 取締役 | 岩田彰一郎 | 株式会社フォース・マーケティングアンドマネージメント　代表取締役社長<br>エステー株式会社　社外取締役<br>Arithmer株式会社　社外取締役 |
| 常勤監査役 | 中島早香 | |
| 監査役 | 工藤克己 | 株式会社AIR-U　非常勤監査役 |
| 監査役 | 岡田淳 | 森・濱田松本法律事務所　パートナー<br>ワンダープラネット株式会社　非常勤監査役 |

（注）1．取締役岩田彰一郎氏は、社外取締役であります。
2．監査役中島早香氏、監査役工藤克己氏及び監査役岡田淳氏は、社外監査役であります。
3．常勤監査役中島早香氏は、監査法人での会計監査経験があり、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また常勤での監査等委員としての経験を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
4．監査役工藤克己氏は、事業会社の取締役等を長年務めたことから、経営に関する豊富な経験と知見を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
5．監査役岡田淳氏は、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有していることから、社外監査役として適任であると判断しております。
6．2021年６月14日開催の臨時株主総会終結の時をもって、安井允彦氏および石長浩之氏は取締役を退任しました。なお社外取締役として退任時、安井允彦氏はソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社経営企画部経営企画課課長、石長浩之氏はオリックス株式会社業務執行役員でありました。
7．社外取締役及び社外監査役が役員等を兼務する他の法人等と当社の間に重要な取引その他の関係はありません。
8．当社は、社外取締役岩田彰一郎氏並びに社外監査役中島早香氏及び社外監査役工藤克己氏の３氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

**(2) 責任限定契約の内容の概要**

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

**(3) 補償契約の内容の概要等**

該当事項はありません。

**(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

①被保険者の範囲

当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員等としての職務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求等がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償対象外とすること、また一定額に至らない損害については填補の対象としないことにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担します。

**(5) 取締役及び監査役の報酬等**

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年３月１日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

１．基本方針

１）報酬の体系

当社の取締役（社外取締役を含む。以下同様。）の報酬は、金銭による基本報酬及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬により構成する。なお、各業務執行取締役について、今後業績連動報酬が、各業務執行取締役の継続的かつ中長期的な業績向上への意欲を高め、企業価値の継続的な向上を図るインセンティブとして機能すると判断した場合には、さらにこれを組み合わせた報酬体系とする。

２）報酬の水準

当社の業務執行取締役の報酬水準は、当社の中長期的な成長を担う人材を確保、維持できる水準を目標とする。また、当社の社外取締役の報酬水準は、当社の業務の適正を確保するため、財務、会計、法務等、専門的知見を有し、株主の目線に立った、適切な意見を経営に反映させることができる人材及び当社の中長期的な成長戦略の実現に必要な専門的知見を有し、当社の中長期的な成長を担うことができる人材を確保、維持できる水準を目標とする。

２．金銭による固定報酬である基本報酬の算定方法及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

当社の個人別の取締役の金銭による基本報酬は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する国内外の企業との比較及び当社の業績並びに財務状況を考慮しつつ、個々の職責及び業績貢献に基づき、総合的に勘案して決定し、毎月定額を支給する。

３．非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の内容及び額若しくは数並びに算定方法の決定に関する方針

当社の取締役に対して、中長期的な業績向上に向けたインセンティブを適切に付与するこ

とを目的として、毎年一定の時期に（主に定時株主総会後に速やかに）、株主総会において金銭による基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内にて、譲渡制限付株式報酬を支給する。譲渡制限付株式報酬の支給額については、基本報酬と比較して過大にならない範囲で、個別の取締役の職責、業績等を総合的に考慮して決定する。

4．金銭による固定報酬である基本報酬の額及び非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬の額の取締役の個人別の報酬額に対する割合の決定に関する方針

当社の各業務執行取締役の報酬の種類ごとの割合は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する国内外の企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえた構成とし、当社の企業価値の継続的な向上への適切なインセンティブとして機能するよう設計する。

5．取締役の個人別の報酬額についての決定に関する事項

当社の個人別の取締役の報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において本決定方針に従い業績の状況、経営環境等を勘案し、独立社外取締役、代表取締役、社外有識者の3名からなる報酬諮問委員会で検討し作成した報酬案について、取締役会において妥当性について審議した上で決定する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区　　分 | 報酬等の総額 | 報酬等の種類別の総額 | | | 対象となる役員の員数 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 基本報酬 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 | |
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 54,799<br>(3,300) | 54,799<br>(3,300) | －<br>(－) | －<br>(－) | 7<br>(3) |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | 12,450<br>(12,450) | 12,450<br>(12,450) | － | － | 3<br>(3) |
| 合計<br>（うち社外役員） | 67,249<br>(15,750) | 67,249<br>(15,750) | －<br>(－) | －<br>(－) | 10<br>(6) |

（注）1．上表には、2021年６月14日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名（うち社外取締役２名）を含んでおります。なお、当該取締役２名については、報酬は支払っておりません。

2．取締役の金銭報酬の額は、2021年３月31日開催の第７回定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、７名（うち、社外取締役は３名）です。また、2022年３月30日開催の定時株主総会において、当社の取締役に株主価値の最大化を図るための中長期的なインセンティブを与え、株主の皆様との一層の価値共有を目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議する予定です。当制度による報酬は、上記の取締役の報酬限度額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等とし

て支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内とします。

3．監査役の金銭報酬の額は、2021年３月31日開催の第７回定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は３名です。

③　社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

**(6) 社外役員に関する事項**

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役岩田彰一郎氏は、株式会社フォース・マーケティングアンドマネージメントの代表取締役社長、エステー株式会社の社外取締役及びArithmer株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役工藤克己氏は、株式会社AIR-Uの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役岡田淳氏は、森・濱田松本法律事務所のパートナー及びワンダープラネット株式会社の非常勤監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|---|---|
| 取締役 岩田彰一郎 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち全てに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 監査役 中島早香 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち全てに出席いたしました。また、当事業年度において開催された監査役会15回のうち全てに出席しました。出席した取締役会において、常勤監査役としてまた公認会計士としての専門的見地から、主にガバナンス及び財務・会計等の観点から適宜発言を行っております。 |
| 監査役 工藤克己 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち全てに出席いたしました。また、当事業年度において開催された監査役会15回のうち全てに出席しました。出席した取締役会において、経営に関する豊富な経験と知見に基づき適宜発言を行っております。 |
| 監査役 岡田淳 | 当事業年度に開催された取締役会18回のうち全てに出席いたしました。また、当事業年度において開催された監査役会15回のうち全てに出席しました。出席した取締役会において、弁護士として企業法務に精通し、その専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等に基づき適宜発言を行っております。 |

## 5．会計監査人の状況

**(1) 名称**　　有限責任 あずさ監査法人

**(2) 報酬等の額**

| | 報　酬　等　の　額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 22,950千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,950千円 |

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

**(3) 非監査業務の内容**

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

**(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

**(5) 責任限定契約の内容の概要**

該当事項はありません。

**(6) 補償契約の内容の概要等**

該当事項はありません。

## 6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1.取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（1）リスクコンプライアンス規程を制定運用する。

（2）内部監査および監査役監査を実施し、職務の執行が法令および定款に適合していることを確認する。

（3）内部通報制度の有効性を確保するための規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反およびそのおそれに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。

（4）定款および規程を整備し、取締役および使用人が常に目をとおせる状態にする。

2.取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

職務の執行に係る文書その他の情報は、文書管理規程を制定し、保存・管理をする。なお、取締役および監査役は、これらの文書等を常時閲覧できる体制としており、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）損失の危険（以下、「リスク」という。）の予防および発生したリスクへの対処につきリスクコンプライアンス規程を制定・運用するとともに使用人への教育を行う。

（2）取締役および執行役員は、その所掌の範囲のリスクを洗出し、常に状況を把握するとともに定期的に取締役会に報告する。

（3）内部監査の実施および指摘事項がある場合、適切かつ速やかに対処する。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）職務権限規程等職務執行に関連する規程を整備・運用する。

（2）各組織単位に取締役または執行役員を置き、所定の権限を持ち職務執行するとともに、業務執行状況を取締役会に報告する。

（3）稟議規程に基づく各階層の決裁者間で業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。

（4）代表取締役社長、取締役および執行役員による経営会議を実施し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。

5.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役補助人を任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

6.監査役補助人の取締役からの独立性に関する事項

（1）監査役補助人は、監査役の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとする。

（2）当該監査役補助人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査役の同意を得たうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。

7.監査役補助人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助人が監査役の指揮命令に従う旨を取締役および使用人に周知徹底する。

8.取締役および使用人が監査役または監査役会に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（1）取締役および使用人は、監査役の要請に応じて報告をするとともに、職務執行の状況、経営に重大な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役または監査役会に直接または関係部署を通じて報告し、監査役と情報を共有する。

（2）監査役は、取締役会等重要な会議に出席し、付議事項について情報を共有する。

（3）重要な稟議書は、決裁者による決裁後監査役は確認することができ、業務執行状況が逐一報告される体制とする。

（4）前3項の報告を行った者に対し、内部通報処理規程に基づいて、報告したことを理由とする不利な扱いを禁止する。

9.監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。

10.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）代表取締役社長と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。

（2）内部監査人、会計監査人との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的監査が行えるようにする。

11.財務報告の信頼性を確保するための体制

（1）財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。

（2）内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理する。

（3）財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人が核となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を代表取締役社長に報告する。

（4）必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮したうえで、諸規程の整備および運用を行う。

１２.反社会勢力排除に向けた基本的な体制

当社は、反社会的勢力による民事介入暴力が発生した場合の対応を目的として制定した反社会的勢力対応規程に基づき適切に行動する。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

a．取締役会

当社の取締役会は、代表取締役社長佐渡島隆平が議長を務め、取締役 森本数馬、取締役 下崎守朗、取締役 古田哲晴、社外取締役岩田彰一郎の5名で構成されております。当社では取締役会を会社全体の基本方針・戦略の策定、重要業務の執行に関する決定及び業務執行の監督機関として位置付け、毎月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催しております。

b．監査役会

当社の監査役会は、社外監査役（常勤）中島早香が議長を務め、社外監査役工藤克己、社外監査役岡田淳の3名で構成されております。当社では、毎月1回監査役会を開催し、取締役の業務執行の監督及び監査に必要な重要な事項の協議・決定を行なっております。さらに、監査役はその他重要会議への出席等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、リスク管理及びコンプライアンスの状況等の報告を受けております。また、常勤監査役は、内部監査室と定期的に意見交換を行うとともに、監査役会は、四半期に一度、三者連絡会にて会計監査人及び内部監査人との連携を図っております。

c．会計監査人

当社は、有限責任あずさ監査法人を会計監査人に選任しており、独立した立場からの会計監査を受けております。

d．内部監査

当社は、内部監査室を設置し、専任の担当者１名により内部監査を実施しております。内部監査人は、代表取締役社長からの指示により必要な監査・調査を定期的に実施し、業務執行の妥当性・効率性やリスク管理体制の遵守・整備状況などを幅広く検証しております。

内部監査の結果については、代表取締役社長に報告し経営に反映させております。

e．リスク・コンプライアンス委員会

当社のリスク・コンプライアンス委員会は代表取締役社長佐渡島隆平が議長を務め、10名で構成されております。当社では、リスク管理体制及びコンプライアンス体制の充実、徹底を図るため、半期毎にリスク・コンプライアンス委員会を開催して、リスク・コンプライアンス上の重要な事項を協議しております。

f．報酬諮問委員会

当社の報酬諮問委員会は社外取締役岩田彰一郎が議長を務め、3名で構成されております。1年に1回報酬諮問委員会を開催し、取締役の報酬の方針及び個別の報酬を協議しております。

## 7．会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針及び買収防衛策については、特に定めておりません。

# 貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **(資産の部)** | | **(負債の部)** | |
| **流動資産** | **13,514,786** | **流動負債** | **1,064,160** |
| 現金及び預金 | 11,649,281 | 買掛金 | 502,151 |
| 受取手形 | 12,800 | 1年内返済予定の長期借入金 | 9,145 |
| 売掛金 | 1,078,214 | 未払金 | 214,889 |
| 商品 | 618,984 | 未払費用 | 148,254 |
| 貯蔵品 | 2,781 | 未払法人税等 | 100,797 |
| 前渡金 | 8,690 | 前受金 | 54,928 |
| 前払費用 | 145,795 | 預り金 | 32,892 |
| その他 | 1,727 | 賞与引当金 | 1,100 |
| 貸倒引当金 | △ 3,489 | **固定負債** | **125,860** |
| **固定資産** | **206,517** | 長期借入金 | 125,860 |
| **有形固定資産** | **93,134** | **負債合計** | **1,190,020** |
| 建物 | 70,974 | **(純資産の部)** | |
| 減価償却累計額 | △ 4,003 | **株主資本** | **12,525,955** |
| 建物(純額) | 66,971 | **資本金** | **5,404,872** |
| 工具、器具及び備品 | 39,933 | **資本剰余金** | **7,890,254** |
| 減価償却累計額 | △ 13,770 | 資本準備金 | 6,963,122 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 26,163 | その他資本剰余金 | 927,132 |
| **投資その他の資産** | **113,382** | **利益剰余金** | **△ 769,062** |
| 長期前払費用 | 61 | その他利益剰余金 | △ 769,062 |
| その他 | 113,320 | 繰越利益剰余金 | △ 769,062 |
| | | **自己株式** | **△ 108** |
| | | **新株予約権** | **5,328** |
| | | **純資産合計** | **12,531,283** |
| **資産合計** | **13,721,304** | **負債純資産合計** | **13,721,304** |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（2021年1月1日から 2021年12月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **8,456,884** |
| **売上原価** | | **5,054,418** |
| **売上総利益** | | **3,402,465** |
| **販売費及び一般管理費** | | **3,478,815** |
| **営業損失** | | **76,349** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 8 | |
| 補助金収入 | 1,456 | |
| その他 | 519 | 1,984 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 1,788 | |
| 株式交付費 | 36,801 | |
| 上場関連費用 | 38,236 | |
| その他 | 2,623 | 79,450 |
| **経常損失** | | **153,815** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 149 | 149 |
| **税引前当期純損失** | | **153,665** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 20,315 | 20,315 |
| **当期純損失** | | **173,981** |

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（2021年1月1日から 2021年12月31日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 当期首残高 | 100,000 | 1,658,250 | 927,132 | 2,585,382 | △ 595,081 | △ 595,081 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 | 5,253,137 | 5,253,137 | － | 5,253,137 | － | － |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | 51,735 | 51,735 | － | 51,735 | － | － |
| 当期純損失 | － | － | － | － | △ 173,981 | △ 173,981 |
| 自己株式の取得 | － | － | － | － | － | － |
| 当期変動額合計 | 5,304,872 | 5,304,872 | － | 5,304,872 | △ 173,981 | △ 173,981 |
| 当期末残高 | 5,404,872 | 6,963,122 | 927,132 | 7,890,254 | △ 769,062 | △ 769,062 |

| | 株主資本 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | － | 2,090,300 | 5,328 | 2,095,628 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | － | 10,506,275 | － | 10,506,275 |
| 新株の発行（新株予約権の行使） | － | 103,470 | － | 103,470 |
| 当期純利益 | － | △ 173,981 | － | △ 173,981 |
| 自己株式の取得 | △ 108 | △ 108 | － | △ 108 |
| 当期変動額合計 | △ 108 | 10,435,655 | － | 10,435,655 |
| 当期末残高 | △ 108 | 12,525,955 | 5,328 | 12,531,283 |

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

**個別注記表**

**1．重要な会計方針に係る事項に関する注記**

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | ８～18年 |
| 工具、器具及び備品 | ４～10年 |

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

**2．表示方法の変更に関する注記**

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年３月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に「３．会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

**3．会計上の見積りに関する注記**

固定資産の減損

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産　　93,134千円

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

当社は、事業区分を基に、独立してキャッシュ・フローを生み出し、継続的な収支の把握がなされるものを最小単位として資産のグルーピングを行っておりますが、当社の事業セグメントは単一セグメントであり、五反田拠点以外に事業を実施する拠点はないことから、当社の資産グループについても、単一の映像プラットフォーム事業としております。

固定資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識しております。

②当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

有形固定資産に減損の兆候があり、減損損失を認識するかどうかの判定を行う際に割引前将来キャッシュ・フローを見積もっております。また、割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、当社の将来計画を基礎としております。

当事業年度において、継続して営業損失が計上されていることから減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否を検討いたしました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を超えると判断し、減損損失の計上は行っておりません。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

当該見積りは、事業計画等に基づく最善の見積りによって行っており、事業計画での重要な仮定は、課金カメラ台数及び平均単価であります。これらは将来の予測不能な事業環境の変化によって影響を受ける可能性があり、実際に発生したキャッシュ・フローの金額が見積りと異なる場合、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

**4．株主資本等変動計算書に関する注記**

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　52,143,000株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　30株

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式　4,130,000株

**5．金融商品に関する注記**

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、人員計画や設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入及び増資）を調達しております。また、当社は、デリバティブは一切利用しておらず、資金運用については原則として短期的な預金等に限定しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

借入金は、主に営業活動に必要な資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。また、一部の借入金は変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが３ヵ月以内の支払期日のものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

１．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、法務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

２．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、長期借入金の金利変動リスクについて、分割弁済によりその影響を緩和するとともに、経営企画部において管理しております。

３．資金調達に係る流動性リスク（支払時期に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき、経営企画部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。また、手元流動性を確保するために、当座貸越契約を締結しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計額 | 時　　価 | 差　　額 |
|---|---|---|---|
| (1) 現金及び預金 | 11,649,281 | 11,649,281 | － |
| (2) 受取手形 | 12,800 | | |
| (3) 売掛金 | 1,078,214 | | |
| 貸倒引当金(※) | △ 3,489 | | |
| | 1,087,525 | 1,087,525 | － |
| 資産計 | 12,736,806 | 12,736,806 | － |
| (1) 買掛金 | 502,151 | 502,151 | － |
| (2) １年内返済予定の長期借入金 | 9,145 | 9,145 | － |
| (3) 未払金 | 214,889 | 214,889 | － |
| (4) 未払費用 | 148,254 | 148,254 | － |
| (5) 未払法人税等 | 100,797 | 100,797 | － |
| (6) 預り金 | 32,892 | 32,892 | － |
| (7) 長期借入金 | 125,860 | 125,687 | △ 172 |
| 負債計 | 1,133,988 | 1,133,815 | △ 172 |

(※)受取手形及び売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1．金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)買掛金、(2)1年内返済予定の長期借入金、(3)未払金、(4)未払費用、(5)未払法人税等、(6)預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7)長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規同様の借入をおこなった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2．金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|---|---|---|---|---|
| 現金及び預金 | 11,649,281 | － | － | － |
| 受取手形 | 12,800 | － | － | － |
| 売掛金 | 1,078,214 | － | － | － |
| 合計 | 12,740,295 | － | － | － |

3．長期借入金（1年内返済予定のものを含む）の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超<br>2年以内 | 2年超<br>3年以内 | 3年超<br>4年以内 | 4年超<br>5年以内 | 5年超 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 長期借入金 | 9,145 | 31,656 | 91,656 | 1,656 | 892 | － |
| 合計 | 9,145 | 31,656 | 91,656 | 1,656 | 892 | － |

**6．税効果会計に関する注記**

繰延税金資産の発生の主な原因は、繰越欠損金およびソフトウエア等であります。なお、発生した繰延税金資産から同額の評価性引当額を控除しております。

**7．関連当事者との取引に関する注記**

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

**8．１株当たり情報に関する注記**

(1) １株当たりの純資産額　240円22銭

(2) １株当たりの当期純損失　3円69銭

（注）当社は、2021年６月４日付で普通株式１株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純損失を算出しております。

**9．重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

## 会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年３月１日

セーフィー株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 植草　寛 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 井上 倫哉 |

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、セーフィー株式会社の2021年１月１日から2021年12月31日までの第８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）　事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月1日

セーフィー株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　中　島　早　香　㊞

監査役（社外監査役）　工　藤　克　己　㊞

監査役（社外監査役）　岡　田　淳　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

**第１号議案　定款一部変更の件**

１．提案の理由

(1)　2021年６月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）に基づき、上場会社は、経済産業大臣・法務大臣の確認を受けることを条件として、「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、定款第13条第２項を追加するものであります。バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主さまなど多くの株主さまが出席しやすくなることや新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止にも資すると考えております。

なお、定款第13条第２項の変更の効力は、本総会での決議に加え、当社による場所の定めのない 株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業 省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

(2)　「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条（電子提供措置等）第１項を新設するものであります。

② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条（電子提供措置等）第２項を新設するものであります。

③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現　　行　　定　　款 | 変　　更　　案 |
|---|---|
| （招集）<br>第13条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後３カ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。 | （招集）<br>第13条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後３カ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。 |
| （新　　設） | 2　当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。 |
| （株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）<br>第18条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。 | （削　　除） |

| 現　　行　　定　　款 | 変　　更　　案 |
| --- | --- |
| | （電子提供措置等） |
| （新　　設） | 第18条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。 |
| | 2　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。 |
| （新　　設） | （附則） |
| | （株主総会資料の電子提供に関する経過措置） |
| （新　　設） | 第39条　定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第18条（電子提供措置等）の新設は、2022年９月１日から効力を生ずるものとする。 |
| | 2　前項の規定にかかわらず、2022年９月１日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。 |
| | 3　本条の規定は、2022年９月１日から６か月を経過した日又は前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。 |

**第２号議案　取締役５名選任の件**

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（ふりがな）<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 佐渡島　隆平（さどしま　りゅうへい）<br>（1979年10月23日） | 1999年12月　Daigakunote.com　創業<br>2002年４月　ソネット株式会社（現　ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）　入社<br>2010年10月　モーションポートレート株式会社　入社<br>2014年10月　当社設立　代表取締役社長ＣＥＯ（現任） | 13,249,000株 |
| | 【選任理由】<br>佐渡島隆平氏は、ソネット株式会社を経て2014年10月に当社を設立し、７年以上にわたり当社代表取締役として映像プラットフォーム事業を推進してまいりました。当社の持続的な成長のために、同氏が引き続き代表取締役社長として経営の指揮を執ることが最適であると判断し、取締役候補者としました。 | | |
| 2 | 下崎　守朗（しもざき　もりあき）<br>（1978年５月28日） | 2003年４月　株式会社ソニー木原研究所　入所<br>2006年４月　株式会社ソニー木原研究所統廃合によりソニー株式会社（現　ソニーグループ株式会社）へ転籍<br>2009年１月　ザイオソフト株式会社　入社<br>2013年12月　モーションポートレート株式会社　入社<br>2014年10月　当社設立　取締役（現任） | 5,978,000株 |
| | 【選任理由】<br>下崎守朗氏は、株式会社ソニー木原研究所を経て2014年10月に当社を設立し、７年以上にわたり当社取締役森本数馬氏とともに企画・開発部門等を管掌として映像プラットフォーム事業を推進してまいりました。今後も当社が持続的な成長を続けていくために適切な人材と判断し、取締役候補者としました。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（ふりがな）<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 3 | 森本　数馬（もりもと　かずま）<br>(1978年７月29日) | 2001年４月　ソニー株式会社（現　ソニーグループ株式会社）　入社<br>2012年８月　グリー株式会社　入社<br>2013年11月　モーションポートレート株式会社　入社<br>2014年10月　当社設立　取締役CTO（現任） | 4,124,000株 |
| | 【選任理由】<br>森本数馬氏は、ソニー株式会社を経て2014年10月に当社を設立し、７年以上にわたり当社取締役下崎守朗氏とともに開発部門を管掌として映像プラットフォーム事業を推進してまいりました。今後も当社が持続的な成長を続けていくために適切な人材と判断し、取締役候補者としました。 | | |
| 4 | 古田　哲晴（ふるた　てつはる）<br>(1982年３月27日) | 2006年４月　McKinsey&Company Inc.　入社<br>2010年11月　株式会社産業革新機構　入社<br>2017年３月　当社入社　経営管理本部長 兼 CFO<br>2019年10月　当社取締役経営管理本部長 兼 CFO（現任） | 434,000株 |
| | 【選任理由】<br>古田哲晴氏は、McKinsey&Company Inc.、株式会社産業革新機構を経て2017年３月に当社に入社し、取締役経営管理本部長兼ＣＦＯとしてコーポレート部門を管掌し、適切に職務を遂行しております。今後も当社が持続的な成長を続けていくために適切な人材と判断し、取締役候補者としました。 | | |

| 候補者番号 | 氏名（ふりがな）<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 5 | 岩田（いわた）　彰一郎（しょういちろう）<br>（1950年8月14日生） | 1973年3月　ライオン油脂株式会社（ライオン株式会社）　入社<br>1986年3月　プラス株式会社　入社<br>1992年5月　同社　営業本部アスクル事業推進室室長<br>1997年3月　アスクル株式会社　代表取締役社長<br>2000年5月　同社　CEO<br>2006年6月　株式会社資生堂　社外取締役<br>2019年9月　株式会社フォース・マーケティングアンドマネージメント設立　代表取締役社長（現任）<br>2020年8月　当社　社外取締役（現任）<br>2021年6月　エステー株式会社　社外取締役（現任）<br>2021年9月　Arithmer株式会社　社外取締役（現任）<br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社フォース・マーケティングアンドマネージメント　代表取締役社長<br>エステー株式会社　社外取締役<br>Arithmer株式会社　社外取締役 | 80,000株 |
| | 【選任理由及び期待される役割の概要】<br>岩田彰一郎氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は事業会社の代表取締役を長年務めたことから、経営に関するについて豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。 | | |

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．岩田彰一郎氏は、社外取締役候補者であります。
３．岩田彰一郎氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年８ヶ月となります。
４．当社は、岩田彰一郎氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
５．当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合の、被保険者が被る損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。取締役候各補者は全て再任の候補者となるため、既に当該保険契約の被保険者に含められており、選任後も引き続き被保険者となります。また次回更新時には同内容での更新を予定しております。
６．当社は、岩田彰一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

**第３号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件**

当社の取締役の報酬限度額は、2021年３月31日開催の当社第７回定時株主総会において、年額300百万円以内として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬限度額とは別枠として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額50百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2.に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.1％程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は1％程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

当社は、2022年３月１日開催の当社取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を定めており、本議案に基づく譲渡制限付株式の割当ては、当該方針に沿うものであります。

また、現在の当社の取締役は５名（うち社外取締役１名。）であり、第２号議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

記

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1.譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な

金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。
　また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役（社外取締役を除く。）が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2.譲渡制限付株式の総数
　当社の取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数30,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。
　ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3.譲渡制限付株式割当契約の内容
　譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1)譲渡制限の内容
　譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、３年以上で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得
　当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。
　また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

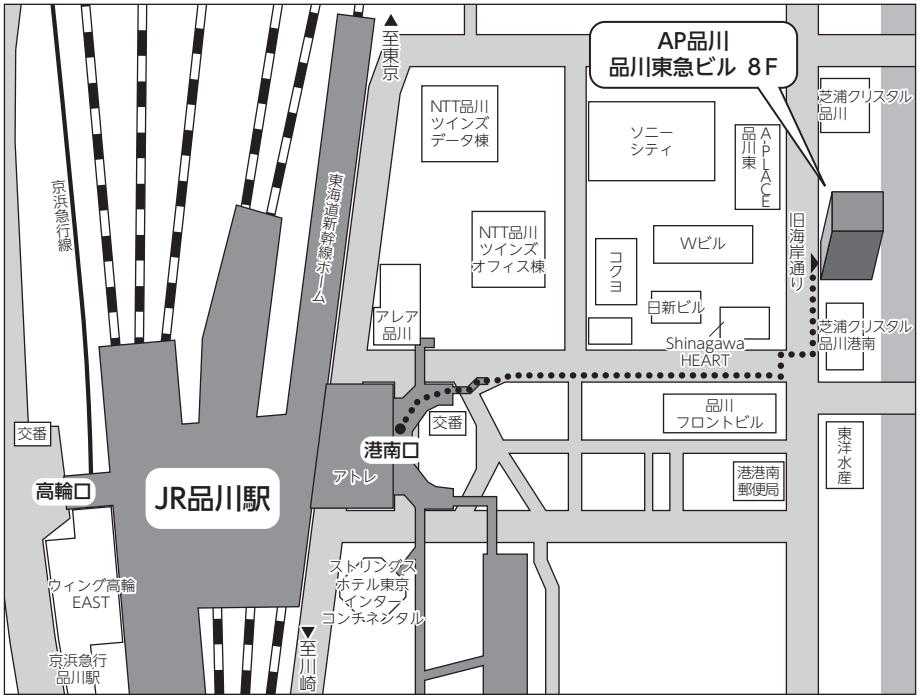
(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員及び使用人に対し、割り当てる予定です。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都品川区港南一丁目６番31号
品川東急ビル８階　AP品川　Fルーム
TEL 03－3472－3109




交通　ＪＲ他各線品川駅　港南口より　　徒歩約９分